

第 2 期川西町子ども・子育て支援事業計画
第 2 回会議からの修正箇所一覧表

令和 2 年 3 月

川西町

計画(案)該当箇所	修正内容
16 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「行なっている」、「おこなっている」の表現を統一 →「行っている」に統一 ・「・○」→「○」に修正(・を削除) ・赤ちゃん訪問の下に、「赤ちゃん訪問は…行いながら状況把握。」を挿入 ・「1 歳バースデー訪問」→「1 歳バースデー訪問」に修正
21 頁 健康相談事業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「10 か月時」→「10 か月児」に修正 ・乳幼児相談の対象人数の行を削除
43・44 頁 基本目標 5 子育てを支える施策の充実	<p>【前】「(4)要支援児童への対応の充実」</p> <p>【後】「(4)要保護児童等への対応の充実」</p>
45 頁 施策の展開 病児保育事業	<p>【全文修正】</p> <p>現在町で実施している病児保育は、川西こども園で行う体調不良児対応型、こどもの森阪手保育園で行う病後児対応型の2つがあり、令和2年度からは香芝市内の病児保育施設で病児対応型を実施予定。利用者ニーズに応じてさらなる充実を検討します。</p>
53 頁	<p>【前】「母親教室・ママパパ教室」</p> <p>【後】「ママパパ教室」 本文も一部削除</p>
57 頁【主な取組】施策	<p>【前】「川西こすもす号増便」</p> <p>【後】「川西こすもす号の運行」</p>
59 頁 児童手当の支給 取組内容	<p>【前】 中学生までを対象とした児童を持つ家庭に児童手当を支給します。</p> <p>【後】 中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。認定請求書の提出(申請)が必要です。所得制限限度額以上の場合は、特例給付となります。公務員の場合は、勤務先から支給されます。</p> <p>*法令に基づく制度です。</p>

<p>59 頁 子ども医療費助成 取組内容</p>	<p>【全文修正】 川西町に住所を有する子ども(0 歳～中学校卒業年度末まで)にかかると医療費(保険適用分の医療費に限る。入院時の食事療養費は除く。)の一部を公費で助成することで、子ども(乳幼児及び小児)の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※助成方法は、未就学児は現物給付、小・中学生は償還払いとなります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。</p>
<p>60 頁 児童扶養手当の支給 取組内容</p>	<p>【前】 ひとり親家庭などの生活の安定と促進を図るため、「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。 【後】 父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童(満 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで)について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、母、父又は養育者に対して支給されます。認定請求書の提出(申請)が必要です。請求者や扶養義務者(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)の所得により支給区分(支給・一部支給・支給なし)が決まります。 *法令に基づく制度です。</p>
<p>60 頁 ひとり親家庭医療費 助成 施策・取組内容</p>	<p>★施策 【前】ひとり親家庭医療費助成 【後】ひとり親家庭等医療費助成 ★取組内容 【前】 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除きます。 【後】 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。</p>

<p>61 頁 特別児童扶養手当の 支給 取組内容</p>	<p>【前】 精神や身体に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を監 護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に特別児童 扶養手当を支給します。</p> <p>【後】 精神や身体に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を監 護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に支給され ます。認定請求書及び医師の診断書等の提出(申請)が必要で す。請求者や配偶者・扶養義務者(同居している請求者の父母や 兄弟姉妹など)の所得が制限限度額以上の場合は支給されませ ん。 *法令に基づく制度です。</p>
<p>61 頁 障害児童福祉手当の 支給</p>	<p>【前】「障害児童福祉手当の支給」 【後】「障害児福祉手当の支給」</p>
<p>61 頁 心身障害者医療費助 成取組内容</p>	<p>【前】 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療 が行われる者と医療保険未加入者は除きます。</p> <p>【後】 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。</p>
<p>67 頁</p>	<p>【前】「(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するた めの事業」 【後】「(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業」</p>
<p>68 頁 (1)利用者支援事業</p>	<p>【前】「川西町版ネウボラ(子育て世代包括支援センター)」 【後】「子育て世代包括支援センター」</p>
<p>75 頁</p>	<p>【前】「(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するた めの事業」 【後】「(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業」</p>
<p>80 頁</p>	<p>【前】「●月●日」 【後】「3 月 17 日」</p>